

国立国会図書館委託設計業務等検査技術基準

(令和4年1月28日国図管2201204号)

1 目的

この技術基準は、国立国会図書館委託設計業務等調査検査事務処理要領（令和4年1月28日国図管2201201号）第15に基づき、国立国会図書館の発注する設計業務等の委託契約に関する検査に必要な技術的基準を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

2 検査の内容

検査は、業務の成果物を対象として、契約図書に基づいて行い、業務の履行状況及び業務の成果物について適否の判断を行うものとする。

3 履行状況の検査

履行状況の検査は、指示、請求、通知、承諾、質問、回答、協議、提出、受理、把握、確認、打合せ、報告等に関する書面その他検査に必要な資料により行うものとする。

4 成果物の検査

成果物の検査は、目的の達成度、とりまとめの的確性、誤りの有無等について、契約図書に基づいて行うものとする。

5 業務成績の評定

検査によりその完成を確認した業務の成果物については、国立国会図書館委託設計業務等成績評定要領（令和4年1月28日国図管2201202号）により業務ごとに評価を行うものとする。

6 修補の指示

業務の成果物について、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して、期限を定めて修補の指示をするものとする。

附 則

本件は、令和4年4月1日から施行する。